

ひょうごフィールドパビリオンブランドコミュニケーション活性化業務 仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオンブランドコミュニケーション活性化業務

2 業務目的

万博後も引き続き、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）の魅力を広く発信し、より多くの方々にFPコンテンツに「来て、見て、学び、体験」していただくため、FPの魅力の効果的、効率的に発信していくことが肝要となる。

そのため、これまで作成してきたロゴやポスター等を踏まえた上で、FPのブランドイメージを確立するため、各種広報物のトーン&マナーの統一やその活用のためのガイドライン等の策定を行う。併せて、その方針に基づいた各種PR業務（PR戦略、メディアリレーションズ等）を着実に実施し、FPの認知向上・誘客促進に繋がるパブリシティを獲得していくことを目的とする。

【参考】

FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

FP公式YouTube：https://youtube.com/@hyogo_fieldpavilion?si=vWGUlIdwTt4PBz3V

3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的な業務実施となるよう、随時県と協議、連携しながら業務を進めること。

なお、本仕様書に記載している要件と同等の機能・役務を満たすような提案がある場合は、効果等を踏まえ具体的な内容を提案すること。

（1）広報ガイドラインの策定

① 広報ガイドラインの策定

これまでのFPのロゴ等のデザインを踏まえて、万博後のFPのブランドイメージを構築していくため、プロモーションに際しての各種広報物のトーン&マナーの統一やその活用のためのガイドラインを策定すること。

策定したガイドラインは、県機関（他部局、県民局・センター含む）等が今後プロモーションしていく際に活用する。

なお、FPの現在のロゴ（下図URL参照）を一新させることは想定していない。

※参考：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>

② ポスターの制作

新たな広報ガイドラインに基づいたポスターを制作すること。
なお、FPのテーマに基づいた過去のポスターは別紙に記載する。

サイズ：B1、B2

部 数：500枚（B1：250枚、B2：250枚）

刷り色：フルカラー

紙 質：コート紙

（２）広報戦略の策定

上記（１）を最大限に活用し、地域特性や時節の趣向、属性に応じて、FPのさらなる認知向上・誘客促進を図るにあたり、コミュニケーションをとるための広報戦略を策定すること。

策定に当たっては、FPの理念に基づき、現状分析を明確化し、課題を抽出するとともに、FPのテーマや内容、誘客しやすいエリア等に応じたターゲットを明確に設定すること。

併せて、下記PR業務でも活用するため、単なる情報露出ではなくコンテンツ化された情報深度の高いパブリシティとのリレーション構築を図る総合的な戦略とすること。

（３）PR 業務

視聴/閲覧数が多い有力メディアや多数のファンを抱えるSNS発信者との間に信頼関係（リレーション）を構築し、情報提供や取材誘致を通じたメディア露出等を着実に実施し、FPの認知向上・誘客促進に繋がるパブリシティを獲得していくこと。

① テーマ設定

本業務で対象とする5テーマ程度を県と協議の上、決定すること。テーマの選定にあたっては、下記例示やURLを参考に有力メディアに取り上げられやすい最適なテーマ案を提案すること。

なお、提案1テーマあたり1企画でも可能とするが、ニュースバリューが低いと見込まれる場合は、複数テーマを絡めて提案しても構わない。

※例：「日本酒を素材から探求する山田錦テロワール」

⇒酒米の王者・山田錦、兵庫の特色ある酒づくり

（宮水、丹波杜氏、灘五郷・・・）など

「おのころ島・淡路島で未来を切り拓くヒントを見つける」

⇒沼島おのころクルーズ、お香づくり体験、淡路人形浄瑠璃など

「受け継がれる伝統産業を体験するクラフトマンシップ」

⇒丹波立杭焼、三木金物、豊岡鞆、市川アイアンなど

「震災からの創造的復興を未来へ」

⇒人と防災未来センター、県立広域防災センター、野島断層保存館など
「兵庫の自然を満喫するアドベンチャーツーリズム」
⇒神鍋高原アクティビティ体験、かすみ海上ジオタクシーなど
「特徴ある日本有数の温泉地」
⇒城崎温泉、有馬温泉、湯村温泉、洲本温泉など

※参考URL

<https://expo2025-hyogo-fiel dpavilion.jp/story/>

② メディアリレーション

半年以上の期間を原則とし、テーマごとに対象メディア、アプローチ手法、活動期間、露出目標を定め、県と協議の上、露出獲得に向けて活動すること。対象メディアの選定にあたっては、閲覧者層や過去の関連記事掲載の有無等を考慮の上、メディアリストを作成・提出すること。

なお、対象メディアは以下を基準とする。

- ・テレビ番組（NHKもしくは民放キー5局）
- ・新聞（全国紙）
- ・雑誌（テーマに沿った購読者を有する雑誌）
- ・デジタルメディア（大手メディアプラットフォームへ転載傾向があるの）
- ・SNS（テレビ局や新聞社が有するアカウント、テーマに沿った閲覧者を有する配信者）

※上記以外においても、一定のパブリシティ効果が認められる場合は、露出獲得とみなすものとする。

③ プレスリリース等の資料作成

プレスリリースもしくはメディア向けアプローチ資料を各テーマ最低1点作成し、プレス配信や営業活動を行うこと。資料はテーマ性質や対象メディアを考慮の上、パブリシティ効果の最大化を念頭に県と協議し作成すること。

④ パブリシティ活動結果報告

本業務によるメディア露出が把握できたものについて、広告換算額、放送エリア、視聴世帯数、視聴率、情報接触数、SNS上の反響等の広報効果を分析し随時報告すること。

なお、各テーマごとに、テレビ番組、デジタルメディア、新聞、雑誌の内、いずれか最低1本以上は露出することを要件とする。

⑤ 定期打合せ

受託者は、業務の遂行にあたり、原則として県と月1回程度の定期的な打合せを実施すること。打合せは主に以下の内容を想定しているが、随時、必要事項を加えて実施する。

- ・テーマごとのメディアアプローチ状況の報告
- ・新規露出獲得に向けての方策、メディアトレンド等
- ・露出後の反響、効果

なお、業務開始時や各テーマ進捗次第で月複数回の打合せが想定される。状況

に応じて適宜打合せを設定すること。

⑥ 成果指標

本業務にて露出に繋がった映像・記事を対象とし、「露出件数」や「広告換算価値」等の指標項目を定め、目標値を提案すること。その他メディア露出による効果を数値化できる場合は、追加指標を提案することも可能とする。

5 納品

(1) 成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

(2) 納品場所

兵庫県企画部地域振興課

(神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 兵庫県庁2号館3階)

(3) 納品方法

電子メール

(4) 納品期限

令和9年3月31日(水) 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努

めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務における成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認など、著作権等にかかる一切の手続き等の業務を含む。本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に

関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。